

衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会への申立手続きについて

衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会事務局

1. 申立書の届出

衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会（以下「委員会」という）へ申立てを行おうとする者は別紙1「衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会 申立ての基準」および別紙2「申立書」に必要事項を記載のうえ以下へ封書にて送付または届け出て下さい。

提出先

住所：〒107-0052 東京都港区赤坂 2-8-2 ATビル 4F

宛先：一般社団法人衛星放送協会内「衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会」事務局 宛

※ 封書の裏面に「衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会への申立書」在中として下さい。

2. 申立書の開封について

以下の立会いのもとに開封する

- ・ 委員会を構成する放送事業者代表 1名
- ・ 委員会を構成するプラットフォーム事業者代表 1名
- ・ 委員会事務局 1名

3. 申立ての受理および「審理案件」とするかの決定について

(1) 委員会は申立書を開封後「申立て番号」および「受付日時」を申立人に通知します。

(2) 委員長は委員会事務局が行う関係者への事前調査を参考に「審理案件」とするか否か決定し通知します。(別紙3)

決定の通知は原則受付日時から 2 週間以内としますが、案件のよっては遅れる場合があります。

4. 「申立て書」の扱いについて

「申立て書」は調停のためだけに使用され、第三者に開示されることはありません

5. 連絡先

一般社団法人衛星放送協会

電話番号： 03-6441-0550

F A X : 03-6441-0600

平成 19 年 9 月 18 日付

平成 25 年 7 月 1 日（衛星放送協会所在地変更）

別紙 1

「衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会」申立ての基準

第1ステップ 以下の全項目が当てはまること	
運営規則条項	内 容
<input type="checkbox"/> 規則 9-(1)	スカパー！の定めたガイドラインに関するもの
<input type="checkbox"/> 規則 9-(2)	放送事業者とスカパー！との話し合いが相容れない状況になっているもの
<input type="checkbox"/> 規則 9-(3)	裁判で係争中あるいは公正取引委員会で審判中の問題ではないもの
第2ステップ 以下のいずれか1項目以上、または類する事項が当てはまること。	
自主ガイドライン条項目	内 容
<input type="checkbox"/> II-1-(1)	役務と提供条件の関係の透明性
<input type="checkbox"/> II-1-(2)	広告宣伝・販売促進の考え方
<input type="checkbox"/> II-1-(3)	マーケティングデータの有効活用
<input type="checkbox"/> II-1-(4)	衛星放送事業者への役務提供開始手続き
<input type="checkbox"/> II-1-(5)	役務提供停止および契約解除に係る手続き
<input type="checkbox"/> II-2-(1)	スカパー！と資本関係にある衛星事業者・衛星放送事業者との関係における公正性
<input type="checkbox"/> II-2-(2)	パック・セット組成への関与
<input type="checkbox"/> II-2-(3)	プラットフォーム事業者に係るソフト事業の透明性
<input type="checkbox"/> II-2-(4)	その他衛星放送事業者の意思に反して行う行為及び手続き
<input type="checkbox"/>	その他類する事項

別紙2

衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会 御中

申 立 書

年 月 日

「衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン」の運用に関して、以下の通り申立てを致します

1. 申立者

事業者名		住所	
代表者名		⑩	
担当者	フリガナ		
	氏名		
	役職		
	電話番号		
	電子メール		

2. 申立に係る事業者名

3. 抵触すると主張するガイドラインの項目

4. 抵触すると主張する内容および意見

5. 協議の経緯

6. 別添資料

無

有 ()

事務局記入欄

受理日付

申立て番号

別紙3

殿

年 月 日

衛星放送のプラットフォームガイドラインに
関する委員会事務局

「衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員」では貴殿からの申立書につき検討いたしました結果「審理案件」とする・しないことを決定いたしましたのでご通知いたします。

決定の内容

尚、「審理案件」と決定いたしました事項につきましての審理手続きにつきましては別途通知いたします。

以上

委員会による調停等までの流れ

